

公益社団法人国際農林業協働協会の役員の公募について(募集要領)

平成 27 年 5 月 7 日
公益社団法人国際農林業協働協会

公益社団法人国際農林業協働協会では、下記のとおり、役員の公募を行います。

記

1 公募する役員のポスト及び募集人員

専務理事(常勤) 1名

2 任期

平成 27 年度定時会員総会の開催の日(平成 27 年 6 月 24 日予定)から平成 29 年 6 月
予定の定時会員総会の開催の日まで

3 職務内容等

別紙「職務内容書」のとおりです。

4 公募の期間

平成 27 年 5 月 7 日(木)から同年 5 月 18 日(月)までです。

5 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書(市販の用紙で可。写真を添付のこと。自筆、ワープロいずれにても可。)

(注)「職務内容書」の「必要な資格・経験等」のいかんを確認し得る内容が記載されていることが望ましい。

イ 自己アピール文書(A4 横書き 2 枚以内。ワープロ使用のこと。12 ポイントで 1 ページ当たり 40×40 行を原則とする。)

(注) 自らがそのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめたもの

(2) 提出方法

郵送によります(Eメールでの応募は受け付けません)。

封筒表に「公募申請書在中」と記載してください。

(3) 提出先

郵便番号：107-0052

住 所：東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂K S Aビル 3F
(公社)国際農林業協働協会 総務グループ

(4) 提出締切り

平成 27 年 5 月 18 日 (月) 17 時必着

(注) ① 応募書類につきましては、返却いたしません。

② 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

③ 応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的のみに使用します。

6 選考方法等

公募により、次のとおり選考します。

(1) 理事会において、応募者からの応募書類の内容と応募者に必要な資格等の内容を勘案し、応募の資格があると認められる者を役員候補者名簿に登載します。ただし、役員候補者が多くなる場合には、理事会において、その内容を判断の上、候補者を 2 から 3 名程度に絞り同名簿を作成します。

(この場合において、必要に応じ、学識経験者等第三者の委員で構成する役員候補者選考委員会に委嘱して、役員候補者について意見を聴くことがあります。)

(2) 社員総会において、役員候補者名簿に基づき、理事を選任します。

(3) (2) の社員総会の後、理事会で、専務理事として選任されることにより、専務理事に就任します。

(注) 審査の過程に関するご質問につきましては、お答えできません。

7 問合わせ先

(公社) 国際農林業協働協会 総務グループ(担当：田原)

郵便番号：107-0052

住 所：東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂K S Aビル 3F

電話番号：03-5772-7880

(別 紙)

職務内容書

〔公募対象ポストのミッション及び求められる人材のイメージ〕

1 公益社団法人国際農林業協働協会は、専務理事（常勤）1名を募集します。

2 当協会は、内閣府を行政庁とする公益社団法人です。

(注)和名では、(公社)国際農林業協働協会と、英名では、Japan Association for International Collaboration of Agriculture and Forestry 又は JAICAF(ジェイカフ)と呼称されます。

当協会は、食料・農業分野における諸外国との相互理解の促進等の事業、農林業分野に国際協力の円滑かつ効果的な推進に資する諸事業及び緊急食糧支援の事業を実施するとともに、国際協力機構（JICA）、国連食糧農業機関（FAO）等との連携協力を実施し、我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的としています。

3 当協会は、上記の広範にわたる重大な使命を果たす社会的責任を担うものであることから、専務理事については、新公益法人発足の意義を体し、財政基盤が極めて厳しい状況にある中で、強い改革意欲とともに、法人業務に直接・間接に関係する知見を有し、経営、会計、人事・労務管理に関する十分な経験を有する人格高潔な人材を求めています。

1 公益社団法人国際農林業協働協会の概要

(1)当協会は、平成16年4月1日に社団法人国際農林業協力・交流協会として設立され、平成19年4月1日には、社団法人国際農林業協働協会と改称し、このたび平成25年4月1日に新たな公益法人制度下の公益社団法人国際農林業協働協会となったものであります。

(2) 主な業務内容は、以下のとおりです。

ア 我が国農業及び食料に関する分野の実情及び政策の諸外国への広報

イ 諸外国との農業及び食料に関する分野に係る交流

ウ 我が国に滞在する外国人が行う我が国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及に対する助成

エ 我が国及び諸外国の農業及び食料に関する分野の調査、研究及びその成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供

オ 我が国の農林産物の輸出振興を図るための資料収集並びに調査及び研究

カ 諸外国の林業に関する分野の情報の収集、整理及び提供

キ 緊急食糧支援事業（大規模かつ国際的な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、政府の決定に基づき各種国際ルール等を遵守しつつ実施する、原則として政府保有米の貸付けによる緊急食糧支援に係る事業で、緊急食糧支援の実施に伴い、国に償還する際に発生すると見込まれる損失を補てんするもの）

- ク FAO に関する資料及び情報の収集、出版物の刊行及び FAO の事業目的の国内への普及開発並びに FAO がその事業目的達成に必要な援助及び協力
- ケ 農業生産者団体、NGO 等が行う海外農業協力に対する指導及び助言
- コ 国、政府関係機関等が行う海外農業協力に関する諸事業に対する協力
- サ 海外農業協力に対する普及啓発
- シ 海外農林業協力を行う関係団体等の意見調整
- ス 海外農林業協力に係る国及び政府関係機関に対する意見具申
- セ その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 組織（平成 27 年 4 月 1 日現在）

- 会長（非常勤） 1 名
- 専務理事（常勤） 1 名
- 理事（非常勤） 5 名
- 監事（非常勤） 2 名
- 会計監査人 1 名

職員 9 名

（以上のほかに若干名の嘱託及び非常勤職員あり。）

当協会本部：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂K S Aビル 3F

FAO 寄託図書館：〒220-0021 神奈川県横浜市西区みなとみらい 1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5F
FAO 日本事務所内

3 募集ポスト

専務理事(常勤) 1 名

4 職務内容

関係法令及び当協会の定款に基づき、理事会を構成し、その決議により当協会の業務を執行し、事業年度ごとに 4 カ月を超える間隔にて 2 回以上、職務の執行状況を理事会に報告すします。具体的には、1 の（2）に掲げる業務の推進及び管理並びに関係省庁、関係団体等との折衝・協議・調整、会員支援等の業務を行います。

5 必要な資格・経験等

次のとおりです。

ア 当協会の経営運営改革に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、公益法人等の経営、会計、人事、労務管理に関する十分な知識を有すること。

イ 当協会は、公益社団法人移行後間もないことから、いわゆる「公益法人制度改革 3 法」について、その背景、目的及び内容に関し、深い理解を有すること

ウ 相当程度の組織規模を有する法人の管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること又はこれと同等の職業経歴を有すること。

エ 当協会の業務の多くが、農林業分野に関する領域にわたるものであることに照らし、同分野における業務経験を有すること。

オ 当協会の業務の相当部分は、国、政府関係機関等からの補助事業又は受託事業等であり、この面から中立性・公平性が強く求められるところから、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど、公務員と同等以上の倫理観を有すること。

カ 人格高潔であること。

キ 心身ともに健康であること。

ク 原則として、任期満了時において 65 歳以下であること。ただし、以上アからキまでに照らし、当協会の運営上、特に必要である場合は、この限りでない。

6 欠格事項等

(1) 欠格事項

次に掲げる者は、応募できません。

ア 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

①公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に違反したこと。

②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反したこと。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）の規定に違反したこと。

④刑法（明治 40 年法律第 45 条）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3 第 1 項、第 222 条又は第 247 条の罪を犯したこと。

⑤暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 1 条、第 2 条又は第 3 条の罪を犯したこと。

⑥国税若しくは地方税に関する法律中、偽りその他の不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 役員解任

役員は社員総会の決議により、いつにても解任される。

7 勤務条件

(1) 勤務形態：常勤

(2) 勤務地：当協会本部：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂

KSA ビル 3F

(3) 勤務時間：勤務時間又は休暇に関し特段の定めはありません。

(4) 報酬等：当協会役員の報酬等に関する規程に基づき支給（以下の当協会 Web サイト参照）。

<http://www.jaicaf.or.jp/about-jaicaf/disclosure.html>

(5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)

(6) その他：当協会の諸規程等の定めるところによります。